総括図

杉戸町都市計画図

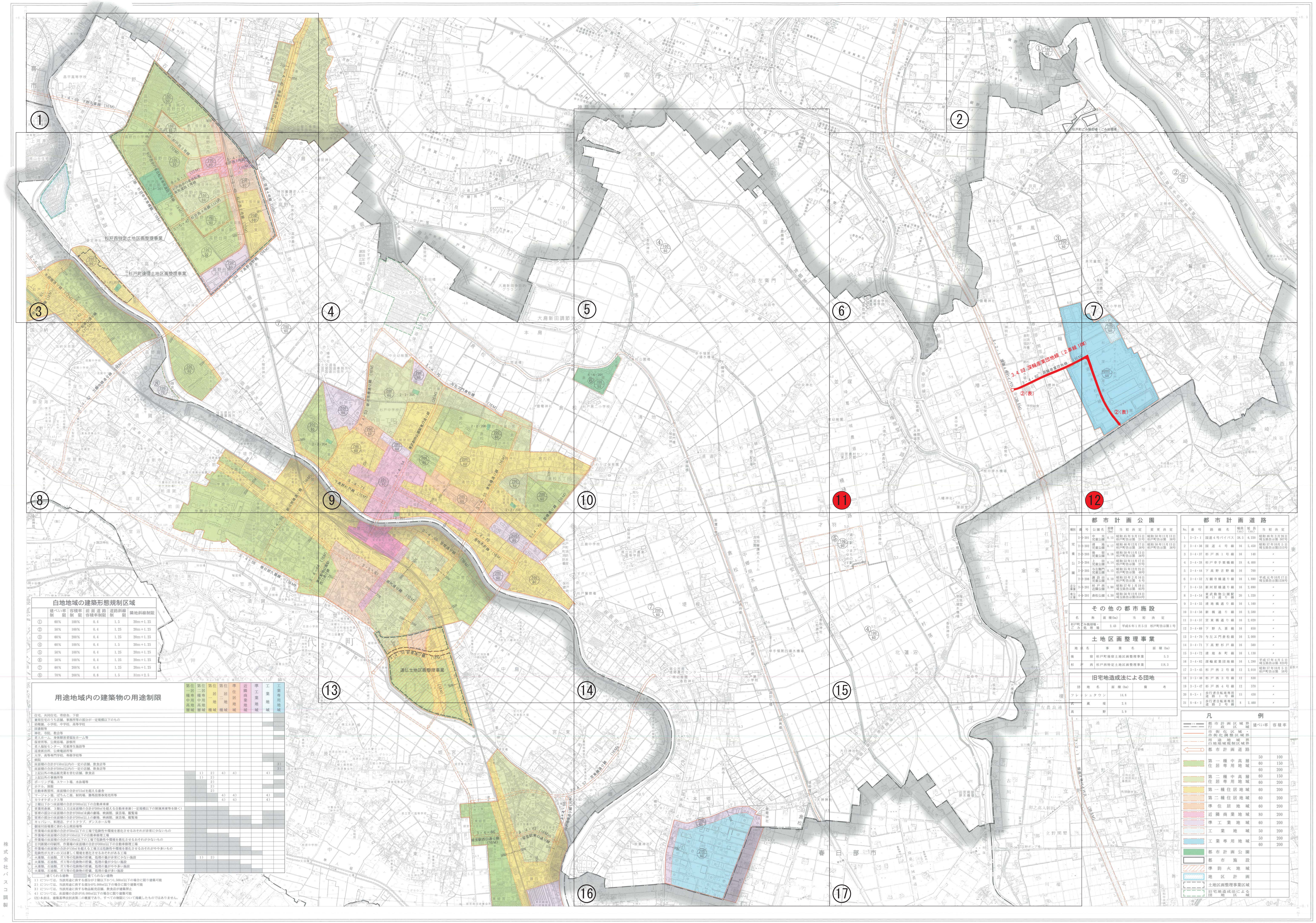
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
3・4・82 深輪産業団地線（2車線 16M）
杉戸西特定土地区画整理事業
杉戸町後宿土地区画整理事業
春日部市

白地地域の建築形態規制区域

	建ぺい率制限	容積率制限	前面道路容積率制限	道路斜線制限	隣地斜線制限
①	60%	100%	0.4	1.5	20m＋1.25
②	50%	100%	0.4	1.25	20m＋1.25
③	60%	200%	0.4	1.25	20m＋1.25
④	60%	100%	0.4	1.5	20m＋1.25
⑤	50%	100%	0.4	1.25	20m＋1.25
⑥	50%	100%	0.4	1.25	20m＋1.25
⑦	60%	200%	0.4	1.25	20m＋1.25
⑧	70%	200%	0.6	1.5	31m＋2.5

用途地域内の建築物の用途制限

	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿									▨
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの									▨
幼稚園、小学校、中学校、高等学校								▨	▨
図書館等									▨
神社、寺院、教会等									
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等									▨
保育所等、公衆浴場、診察所									
老人福祉センター、児童厚生施設等									
巡査派出所、公衆電話所等									
大学、高等専門学校、専修学校等								▨	▨
病院								▨	▨
床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等									3）
床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等									3）
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店	▨	1）	2）	4）	4）			4）	▨
上記以外の事務所等	▨	1）	2）						
ボーリング場、スケート場、水泳場等	▨	▨	2）						▨
ホテル、旅館	▨	▨	2）					▨	▨
自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎	▨	▨	2）						
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	▨	▨	▨	4）	4）			4）	▨
カラオケボックス等	▨	▨	▨	4）	4）			4）	
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫									
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定規模以下の附属車庫等を除く）	▨	▨	▨	▨					
客席の部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場	▨	▨	▨	▨				▨	▨
客席の部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場	▨	▨	▨	▨	▨	▨		▨	▨
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	▨	▨	▨	▨	▨	▨		▨	▨
個室付浴場業に係わる公衆浴場等	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	▨	▨							
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場	▨	▨	▨	▨					
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	▨	▨	▨	▨	▨				
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場	▨	▨	▨	▨	▨				
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの	▨	▨	▨	▨	▨	▨			
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨		
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	▨	1）	2）						
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	▨	▨	▨	▨	▨				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨			
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	▨	▨	▨	▨	▨	▨	▨		

☐ 建てられる建物　▨ 建てられない建物

1）については、当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
2）については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
3）については、当該用途に供する物品販売店舗、飲食店が建築禁止
4）については、床面積の合計が10,000㎡以下の場合に限り建築可能
(注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

都市計画公園

種別	番号	公園名	面積(ha)	当初決定	変更決定
児童公園	2・2・201	中央児童公園	0.15	昭和45年9月15日 杉戸町告示第21号	昭和50年11月13日 杉戸町告示第36号
	2・2・202	清地児童公園	0.17	昭和46年12月17日 杉戸町告示第26号	昭和50年11月13日 杉戸町告示第36号
	2・2・203	後宿児童公園	0.16	昭和50年11月13日 杉戸町告示第36号	
	2・2・204	上田児童公園	0.14	昭和53年11月17日 杉戸町告示第27号	
	2・2・205	与左衛門児童公園	0.15	昭和55年12月25日 杉戸町告示第46号	
	2・2・206	諏訪田児童公園	0.10	昭和53年2月16日 杉戸町告示第6号	
近隣公園	3・3・201	杉戸西近隣公園	3.90	昭和57年1月19日 埼玉県告示第95号	
地区公園	4・4・201	倉松公園	4.30	昭和56年12月18日 埼玉県告示第1854号	

その他の都市施設

名称	面積(ha)	当初決定
杉戸町ごみ焼却場・ごみ処理場	2.43	平成6年1月5日 杉戸町告示第1号

土地区画整理事業

地区名	事業名	面積(ha)
後宿	杉戸町後宿土地区画整理事業	5.3
杉戸西	杉戸西特定土地区画整理事業	118.3

旧宅地造成法による団地

団地名	面積(ha)	備考
フレッシュタウン	14.8	
武蔵堤	2.8	
高野	5.9	

都市計画道路

No.	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	当初決定
1	3・2・1	国道4号バイパス	38.5	6,220	昭和46年3月26日 埼玉県告示第367号
2	3・4・36	国道4号線	16	5,450	昭和57年10月5日 埼玉県告示第1515号
3	3・4・37	杉戸西1号線	16	140	〃
4	3・4・38	杉戸幸手栗橋線	18	6,400	〃
5	3・4・44	下高野吉野線	16	700	〃
6	3・4・52	万願寺橋通り線	16	1,890	平成元年10月17日 埼玉県告示第1336号
7	3・4・53	新河原橋通り線	16	2,690	〃
8	3・4・54	東武動物公園駅東口通り線	20	1,320	〃
9	3・4・55	清地橋通り線	16	1,160	〃
10	3・4・56	新橋通り線	16	2,580	〃
11	3・4・57	宮東橋通り線	16	2,020	〃
12	3・4・69	下野久喜線	16	650	〃
13	3・4・70	与左エ門倉松線	16	2,000	〃
14	3・4・71	下高野杉戸線	16	560	〃
15	3・4・72	清地本町線	16	1,130	〃
16	3・4・82	深輪産業団地線	16	1,280	平成17年4月5日 埼玉県告示第823号
17	3・5・45	杉戸西2号線	12	2,010	昭和57年10月5日 杉戸町告示第58号
18	3・5・46	杉戸西3号線	12	830	〃
19	3・5・47	杉戸西4号線	12	570	〃
20	8・5・1	歩行者自転車専用道路1号線	15	430	〃
21	8・6・2	歩行者自転車専用道路2号線	8	2,460	〃

凡例

		建ぺい率	容積率
━・・━ ━・━・	都市計画区域界 行政区域		
━	市街化区域・市街化調整区域界		
―・―・	用途地域界 白地地域規制区域界		
⇦	都市計画道路		
🟩	第一種中高層住居専用地域	50 60 60	100 150 200
🟩	第二種中高層住居専用地域	60 60	150 200
🟨	第一種住居地域	60	200
🟧	第二種住居地域	60	200
🟧	準住居地域	60	200
🟥	近隣商業地域	80	200
🟪	準工業地域	60	200
☐	工業地域	50	200
🟦	工業専用地域	50 60	200 200
🟩	都市計画公園		
☐	都市施設		
▨	準防火地域		
▨	地区計画		
☐	土地区画整理事業区域		
☐	旧宅地造成法による団地区域		

株式会社パスコ調製

この地図は国土地理院長の承認及び助言（平21. 関公第145号）を得て作成した1：2,500地形図を縮図編集したものである。

作成　平成22年2月 1：2,500図より縮小編纂

「この地図は、春日部市、久喜市、幸手市、白岡町、宮代町、野田市の承認を得て縮尺10,000分の1の地図を使用して調製したものです。」

座標系　第IX系
等高線　10m間隔

1：10,000